



薬食発0919第1号
平成26年9月19日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物等については、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）において定めています。

本日、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第106号。以下「改正省令」という。）が別添のとおり公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

（1）新たに指定された物質

次に掲げる14物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定した。

①N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シク

- ロヘキシルメチル) - 1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
②(1H-インドール-3-イル)(2, 2, 3, 3-テトラメチルシクロプロパン-1-イル)メタノン及びその塩類
③N-エチル-1-(4-メトキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
④2-(1-オキソ-1-フェニルプロパン-2-イル)イソインドリン-1, 3-ジオン及びその塩類
⑤2-(4-クロロ-2, 5-ジメトキシフェニル)-N-(2-フルオロベンジル)エタンアミン及びその塩類
⑥2-[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタン酸及びその塩類
⑦2-(2, 5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
⑧2-(ピロリジン-1-イル)-1-(チオフェン-2-イル)ブタン-1-オン及びその塩類
⑨1-(4-フルオロフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類
⑩2-(4-ブロモ-2, 5-ジメトキシフェニル)-N-(2-フルオロベンジル)エタンアミン及びその塩類
⑪N-ベンジル-1-ペンチル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類
⑫1-[1-(4-メトキシフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類
⑬1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)オクタン-1-オン及びその塩類
⑭1-[1-(2-メトキシフェニル)-2-フェニルエチル]ピペリジン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めた。

- (1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途
- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体及びその機関
 - ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
 - ④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2

条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第4項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1)から(4)までに掲げる用途のほか、以下の表の左欄に掲げる物にあっては、右欄に掲げる用途

N—エチル—1—(4—メトキシフェニル)プロパン—2—アミン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
2—(1—オキソ—1—フェニルプロパン—2—イル)イソインドリン—1, 3—ジオン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)
2—(2, 5—ジメトキシフェニル)エタンアミン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
1—[1—(2—メトキシフェニル)—2—フェニルエチル]ピペリジン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)

(6) (1)から(5)までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日(平成26年9月19日)から起算して10日を経過した日(平成26年9月29日)から施行する。

第一条中第五十五号を第六十一号とし、第四十六号から第五十四号までを六号ずつ繰り下げ、第四十五号を第五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十一二一「(シクロヘキシルメチル)ーHーインダゾールー三カルボキサミド」ー三一メチルブタン酸及びその塩類

第一条中第四十四号を第四十九号とし、第三十七号から第四十三号までを五号ずつ繰り下げ、第三十六号を第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一二一(四ークロローー五ジメトキシフェニル)ーNー(ニーフルオロベンジル)エタニアミン及びその塩類

第一条中第三十五号を第三十九号とし、第三十二号から第三十四号までを四号ずつ繰り下げ、第三十一号を第三十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四Nーエチルー(四メトキシフェニル)プロパンー二アミン及びその塩類

三十五二(一オキソーー二フニルプロパンー二イル)イソインドリンー・三ジオン及びその塩類

第一条中第三十号を第三十二号とし、第二十六号から第二十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二十号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七(Hーインドールー三イル)(一・二・三・三ーテトラメチルシクロプロパンーイアル)メタノン及びその塩類

第一条中第二十四号を第二十五号とし、第十四号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四Nー(一アミー)ー三・三ジメチルー(オキソブタンー二イル)ー(シクロヘキシルメチル)ーHーインドゾールー三カルボキサミド及びその塩類

第二条第五号の表インダンー二アミン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

Nーエチルー(四メトキシフェニル)プロパンー二アミン、その塩類及びこれらを含むする物

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

二(一オキソーー二フニルプロパンー二ジオン)ーその塩類及びこれらを含有する物

学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)

第二条第五号の表二(ジフェニルメチル)ビロリジン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次のように加える。

二(一・五ジメトキシフェニル)ー二フニン、その塩類及びこれらを含有する物

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

二(一オキソーー二フニルプロパンー二ジオン)ーその塩類及びこれらを含有する物

学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。)

第二条第五号の表二(ジフェニルメチル)ビロリジン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次のように加える。

二(一オキソーー二メトキシフェニル)ー二フニル、その塩類及びこれらを含有する物

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

二(一オキソーー二フニル)ビペリジン、その塩類及びこれらを含有する物

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

○厚生労働省令第百七号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

(昭和四十五年法律第二十号)第八条第三項及び

第十二条の六第一項の規定に基づき、建築物にお

ける衛生的環境の確保に関する法律第八条第三項に規定する指定試験機関等を指定する省令の一部

を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

法律第八条第三項に規定する指定試験機関等を指定する省令の一部

を改正する省令を次のように改正する。

平成二十六年九月十九日

第一條の表団法人ビル管理教育センター(昭

和四十五年八月二十二日に財団法人ビル管理教育センターやいう名称で設立された法人をいう。)を公

益財団法人日本建築衛生管理教育センター(昭和四十

五年八月二十二日に財団法人ビル管理教育セン

ターやいう名称で設立された法人をいう。)を公

○内閣府告示第二百六十号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(平成十一年法律第四十二号)第十七条及び行政

機関の保有する情報の公開に関する法律施行令

(平成十二年政令第四十一号)第五十五条第一項の

規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百十七号

(内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権

限又は事務の一部について委任した件)の一部を

次のように改正する。

平成二十六年九月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

別表死因究明等推進会議事務局の項を削る。

附 則

この告示は、平成二十六年九月二十一日から施

行する。

○内閣府告示第二百六十一号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法

律(平成十五年法律第五十八号)第四十六条及び

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(平成十五年政令第五百四十八号)第

二条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告

示第三十一号(内閣総理大臣の所掌に係る行政機

関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章

第一節から第三節までに定める権限又は事務の一

部について委任した件)の一部を次のように改正

する。

平成二十六年九月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

別表死因究明等推進会議事務局の項を削る。

附 則

この告示は、平成二十六年九月二十一日から施

行する。

○金融庁告示第四十七号

銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令

(平成十四年内閣府令第四号)第五条及び第七条

第六項の規定に基づき、銀行等の株式等の保有の

制限に関する内閣府令第五条及び第七条第六項の

規定に基づく銀行法第十四条の二第二号に掲げる

基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整

等を定めた件(平成十四年金融庁告示第十四号)

の一部を次のように改正し、平成二十六年九月三

十日から適用する。

平成二十六年九月十九日

金融庁長官 細溝 清史

告 示

二
二

二
二

二
二

二
二

二
二

二
二